| 令和6年第2回選挙管理委員会定例会会議録 | | | | | |
|----------------------|--|----------------------------------|----------|--|--|
| 開催日時 | 令和6年 | 午前10時00分 1月17日(水) 午前10時40分 | | | |
| 出席者 | 委 員 島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員 | | | | |
| | 事務局 | 石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査 | | | |
| 開催場所 | | 選挙管理委員会室 傍聴人 なし | | | |
| | 議案等結果 | | | | |
| 会議の結果 及び 主な発言 | 議案1号 | 東京都知事選挙に係る政治活動用ポスターの取扱いについて | 決定 | | |
| | 報告 2-1 | 2月の日程(修正)について | 了承 | | |
| | 協議 | 令和6年東京都選挙事務運営協議会の部会構成について | <u> </u> | | |
| 委員長 | これから令和6年第2回の定例会を開会いたします。 | | | | |
| | <東京都知事選挙に係る政治活動用ポスターの取扱いについて> | | | | |
| 委員長 | 議案第1号について、事務局から説明をお願いします。 | | | | |
| 局長 | 議案第1号をご覧ください。 令和6年7月7日に東京都知事選挙が執行される予定であり、現在の東京都知事の任期は令和6年7月30日をもって満了することとなります。 東京都知事選挙の任期満了である令和6年7月30日の6箇月前の日にあたる令和6年1月30日から当該選挙期日までの間、公職選挙法第143条第16項第2号及び同条第19項第3号の規定により、個人の政治活動用ポスターの掲示が禁止されます。そのため、各政党支部等や区議会議員の皆様にその旨を周知する通知文を送付いたします。 万が一、令和6年1月30日以降に掲示禁止に該当するポスターが掲示されている場合には、選挙管理委員会で把握したものについては、所轄警察署長に現認を依頼し、確認の通知を受けたものについては、撤去命令を発します。所轄の警察署長から現認通知があったものについては、選挙管理委員会の確認後に、同様に撤去命令を発します。 また、区の管理する施設に施設管理者の承諾を得ないで掲示された政治活動用ポスター等については、管理権による撤去を行うよう区長、教育長及び各施設所管課長宛てに依頼をいたします。 | | | | |
| 委員長 | 以上、議案第1号の説明となります。 ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。 | | | | |
| 委員長 | • • | する施設については、この通知に関係なく承諾を得ない | で掲示され | | |
| 職務代理 局 長 | たポスター等は、管理権による撤去を行えるのですよね。 その通りです。 日頃から各施設所管課には撤去等の対応をしていただいているところです | | | | |

| | が、改めて任期満了の6箇月前のタイミングで周知を行うものです。 |
|--------------|---|
| 委員長 | 各政党支部等に送る通知文に、公職の候補者等という文言がありますが、 公職の候補者等とはどのような意味ですか。 |
| 局 長 | 公職の候補者、公職の候補者となろうとする者又は公職にあるものを指す意味で、公職の候補者等という文言を使用しております。 |
| 委員長 | 現在掲示されている区議会議員選挙関係の個人ポスターも、東京都知事選挙 の任期満了日の6箇月前の日から掲示できなくなるのですか。 |
| 委員長 職務代理 | 衆議院議員選挙の立候補予定者の個人ポスターも掲示してありますね。 |
| 局長 | 東京都知事選挙の任期満了 6 箇月前ですので、今回掲示が禁止されるのは東京都知事選挙に関する公職の候補者等のみが対象となります。よって、区議会議員選挙の個人ポスターや衆議院議員選挙の個人ポスターは、今回の規制対象ではないため、新たに掲示することもできます。 |
| 委員長 職務代理 | 政党支部等にも通知を送るようですが、政党や政治団体のポスターも撤去の 対象となるのですか。 |
| 選挙法規 担当係長 | 今回対象となる政治活動用ポスターは、東京都知事選挙に関する公職の候補 者等の個人1名だけが載ったものとなっております。 |
| 委員長 職務代理 | そうすると、政党支部等が新たにポスターを貼ることは問題ないという理解 でよろしいですね。 |
| 選挙法規 担当係長 | 公職選挙法上、掲示できる態様のポスターであれば問題ありません。 |
| 委員長 | では、東京都知事選挙の立候補予定者、他の選挙の立候補予定者、政党等の名称がすべて同等に掲載された政治活動用ポスターは掲示できるのですか。 |
| 選挙法規 担当係長 | 東京都知事選挙の任期満了日の6箇月前の日以降も掲示できますが、東京都知事選挙の告示日には撤去しなければなりません。 |
| 委員長 | それでは、議案第1号は決定でよろしいでしょうか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| | <2 月の日程 (修正) について> |
| 委員長 | 次に、報告事項 2-1 をお願いします。 |
| 局長 | 報告2-1をご覧ください。 令和6年第1回区議会定例会の日程が決定いたしました。これに伴い前回の 選挙管理委員会定例会でご提示した2月の日程に変更が生じましたので、2月 の日程の修正版をご報告いたします。 変更箇所は2月19日に区議会本会議が追加となります。また、区議会本会議 が1日増えたことで総務財政委員会の日程が1日ずれて2月27日となります。 以上、報告事項2-1の説明となります。 |
| 委員長 | ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。 |
| 委員長 職務代理 | 模擬投票・出前授業に関して、高円寺学園が追加されましたか。 |
| 局 長 | 前回の選挙管理委員会定例会後に、高円寺学園から模擬投票・出前授業の依頼がございました。 |
| 委員長 職務代理 | 高円寺学園か永福学園のどちらかに参加したいと思っておりますが、詳細は また後日教えていただけるのですか。 |

| 主 査 | これから各学園と打ち合わせを行う予定になっております。 時間等の詳細は改めてご報告させていただきます。 | |
|-------------|--|--|
| 与島委員 | 永福学園と高円寺学園は、何年生を対象として行うのですか。 | |
| 主 査 | 今年度に関してはこれから打ち合わせを行いますが、昨年度は永福学園は高校2年生を、高円寺学園は小学校5年生を対象に行っています。 | |
| 委員長 | 高校 2 年生は 18 歳になる直前ですので、効果的ですね。 それでは、報告 2-1 についてはよろしいですか。 | |
| 一同 | 報告了承。 | |
| | <令和6年東京都選挙事務運営協議会の部会構成について> | |
| 委員長 | 続いて、協議事項をお願いします。 | |
| 局 長 | 令和6年東京都選挙事務運営協議会の部会構成に伴う所属部会の希望調査の依頼が来ました。 これは、毎年、東京都選挙管理委員会が事務局になり開催しているもので、 都内各区市町村が3つの部会のうち、どれか1つに所属して、選挙のさまざまな課題について研究し、それを取りまとめていくものです。 令和6年の部会構成は、第1部会が「選挙における問合せ対応について」、第2部会が「夏季の選挙執行における熱中症対策について」、第3部会が「将来を見据えた選挙時啓発について」となっております。 それぞれの検討課題の内容は、別添資料の令和6年東京都選挙事務運営協議会検討課題をご覧ください。 希望する部会について、第1希望から第3希望まで報告することになりますので、次回の選挙管理委員会定例会で決定していただきたいと考えております。 | |
| 委員長 | ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。 | |
| 委員長 職務代理 | 部会への所属は、選挙管理委員個人がそれぞれの部会に所属するのではなく、 杉並区選挙管理委員会として、どこか1つの部会に所属するということですか。 | |
| 局 長 | 杉並区選挙管理委員会として、1つの部会に所属するということになります。 | |
| 小井委員 | 直近 5 年分くらいの検討課題と杉並区がどの部会に所属したかを教えてもら えますか。 | |
| 局長 | 平成31年は、第1部会は「選挙運動費用収支報告書について」、第2部会は「投票環境向上方策への対応について」、第3部会は「子どもを通じた保護者への啓発の取組について」が検討課題となっており、杉並区は第2部会に所属しました。 令和2年は、第1部会は「候補者情報の公表事項等について」、第2部会は「期日前投票の運用について」、第3部会は「寄附の禁止に関する周知について」が検討課題となっており、杉並区は第1部会に所属しました。令和3年は、第1部会は「感染症発生下における選挙の執行及び広報啓発について」、第2部会は「立候補届出等に係る見直しへの対応について」、第3部会は「寄附の禁止に関する周知について」が検討課題となっており、杉並区は第1部会に所属しました。ただし、令和3年は衆議院議員選挙が執行されたため、会議は開催されなかったので、令和4年に検討課題が引き継がれました。令和5年は、第1部会は「異常気象等に伴う選挙事務運営について」、第2部会は「選挙関連システムの標準化について」、第3部会は「選挙時における若年 | |

| | 層との連携について」が検討課題となっており、杉並区は第3部会に所属しました。 |
|------|--|
| 委員長 | 東京都選挙事務運営協議会には誰が出席するのですか。 |
| 局長 | 所属する部会の意見交換会には、私と担当する係長が出席します。 12 月に開催される総会には、委員長と私が出席します。 |
| 与島委員 | 昨年の江東区長選挙で有料動画広告が問題となりましたので、第3部会の「将来を見据えた選挙時啓発」については、活発な意見交換が行われるのではないでしょうか。 東京都選挙事務運営協議会では、公職選挙法の改正の議論はできるのですか。 |
| 局長 | 公職選挙法の改正については、東京都選挙事務運営協議会ではなく、全国市 区選挙管理委員会連合会より公職選挙法等改正要望事項の提出依頼があります ので、そちらで行うこととなります。 |
| 小井委員 | 今年度は杉並区選挙管理委員会より、公職選挙法等改正要望事項を提出して おりますので、その説明をしていただけますか。 |
| 局長 | 杉並区選挙管理委員会からは4つの改正要望を提出いたしました。 内容は、手話通訳者及び要約筆記者を「選挙運動に従事する者」ではなく「労務者」への見直しについて、手話通訳者及び要約筆記者を公費負担の対象とすることについて、街頭演説の場における手話や文字情報の投影等について、手話通訳者及び要約筆記者を要する際の拡声機の取扱いについての4つです。 現在、これらの改正要望は、特別区選挙管理委員会連合会の中で全国選挙管理委員会連合会に要望するかどうか検討している状況です。 |
| 小井委員 | 令和6年東京都選挙事務運営協議会でどのようなテーマを検討課題とするか については、杉並区選挙管理委員会からは特に検討課題案の提出は行いません でしたよね。 |
| 局長 | 令和5年は検討課題案の提出を行い、第3部会の検討課題として採用されましたが、令和6年は選挙管理委員会で議論した結果、検討課題案の提出は行いませんでした。 |
| 委員長 | それでは、いただいた資料を確認し、次回の選挙管理委員会定例会で希望する部会について、第1希望から第3希望まで決定したいと思います。 |
| | <その他> |
| 委員長 | 本日の予定されている議案等は終了しましたが、その他にございますか。 |
| 局 長 | 特にありません。 |
| 委員長 | では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。 |
| 局長 | 次回の第3回の定例会は、1月24日の水曜日に行います。内容は、在外選挙 人名簿の登録についての議案等が予定されております。 (議題書に沿って、1月24日以降の日程を確認。) |
| 委員長 | その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会 を終了します。 |